

議案第1号

全国知事会規約の一部改正について

全国知事会規約の一部を次のとおり改正する

平成23年5月31日提出

全国知事会  
会長 山田啓二

## 全国知事会規約の一部改正について（概要）

### 1. 改正の趣旨

国と地方の協議の場に関する法律の成立に伴い、この法律に基づいて、本会の代表者が地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、国と地方の協議の場で協議をするという新たな事業が発生することから、本会の事業の一つに加えるなどの所要の規定改正を行うこととする。

### 2. 改正の内容

- (1) 本会の事業の一つに「国と地方の協議の場に関する法律に基づいて行う、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施に関する関係大臣との協議の場（以下「国と地方の協議の場」という。）に関する事項」を加える。
- (2) 全国知事会議の議決案件に「国と地方の協議の場に関すること」を加える。
- (3) 理事会の審議案件に「国と地方の協議の場に関すること」を加える。

### 3. 施行期日

平成23年5月31日から施行する。

## 全国知事会規約の一部改正について

全国知事会規約の一部を次のように改正する。

第四条第二号の次に、次の一号を加える。

三 国と地方の協議の場に関する法律に基づいて行う、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施に関する関係大臣との協議の場（以下「国と地方の協議の場」という。）に関する事項

第十三条第二号の次に、次の一号を加える。

三 国と地方の協議の場に関すること

第十八条第二項第一号の次に、次の一号を加える。

二 国と地方の協議の場に関すること

### 附則

1 この規約は、平成二十三年五月三十一日から施行する。

### （改正事由）

国と地方の協議の場に関する法律の成立に伴い、この法律に基づいて、本会の代表者が地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、国と地方の協議の場で協議をするという新たな事業が発生することから、本会の事業の一つに加えるなどの所要の規定改正を行うものである。

全国知事会規約の一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第一条 第三條 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 各都道府県の事務に関する連絡調整に関する事項</p> <p>二 地方自治の推進を図るための必要な施策の立案及び推進に関する事項</p> <p>三 国と地方の協議の場に関する法律に基づいて行う、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施に関する関係大臣との協議の場(以下「国と地方の協議の場」という。)に関する事項</p> <p>四 地方自治法第二百六十三條の三第二項の規定に基づき、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する内閣に対する意見の申し出又は国会への意見書の提出(以下「内閣又は国会に対する意見具申」という。)に関する事項</p> <p>五 その他本会の目的を達成するために必要な事項</p> <p>第五条 第十二條 (略)</p> <p>第十三條 全国知事会議は、正副会長会議又は理事会の議を経た次に掲げる案件を議決する。</p>	<p>第一条 第三條 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 各都道府県の事務に関する連絡調整に関する事項</p> <p>二 地方自治の推進を図るための必要な施策の立案及び推進に関する事項</p> <p>三 地方自治法第二百六十三條の三第二項の規定に基づき、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する内閣に対する意見の申し出又は国会への意見書の提出(以下「内閣又は国会に対する意見具申」という。)に関する事項</p> <p>四 その他本会の目的を達成するために必要な事項</p> <p>第五条 第十二條 (略)</p> <p>第十三條 全国知事会議は、正副会長会議又は理事会の議を経た次に掲げる案件を議決する。</p>

- 一 規約の制定及び改廃に関する事
- 二 重要な政策に関する事

三 国と地方の協議の場に関する事

四 内閣又は国会に対する意見具申に関する事

五 法令外負担金に関する事

六 正副会長会議又は理事会において必要と認められた事項

第十四条 第十七条 (略)

第十八条 理事会は、次の掲げる案件を議決する。

一 四 (略)

2 理事会は、次に掲げる案件を審議する。

一 規約の制定及び改廃に関する事

二 国と地方の協議の場に関する事

三 内閣又は国会に対する意見具申に関する事

四 法令外負担金に関する事

五 常任委員会及び特別委員会の所管に属する政策

第十九条 第三十六条 (略)

附則

1 この規約は、平成二十三年五月三十一日から施行する。

- 一 規約の制定及び改廃に関する事
- 二 重要な政策に関する事

三 内閣又は国会に対する意見具申に関する事

四 法令外負担金に関する事

五 正副会長会議又は理事会において必要と認められた事項

第十四条 第十七条 (略)

第十八条 理事会は、次の掲げる案件を議決する。

一 四 (略)

2 理事会は、次に掲げる案件を審議する。

一 規約の制定及び改廃に関する事

二 内閣又は国会に対する意見具申に関する事

三 法令外負担金に関する事

四 常任委員会及び特別委員会の所管に属する政策

第十九条 第三十六条 (略)

# 国と地方の協議の場に関する法律の概要

## 概要

- ① **構成・運営**
  - ・ 議員
    - 国：内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣  
《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》
    - 地方：地方六団体代表（各1人）《副議長を互選》
  - ・ 臨時の議員
    - 議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長
  - ・ 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可
  
- ② **協議の対象**

次に掲げる事項のうち重要なもの

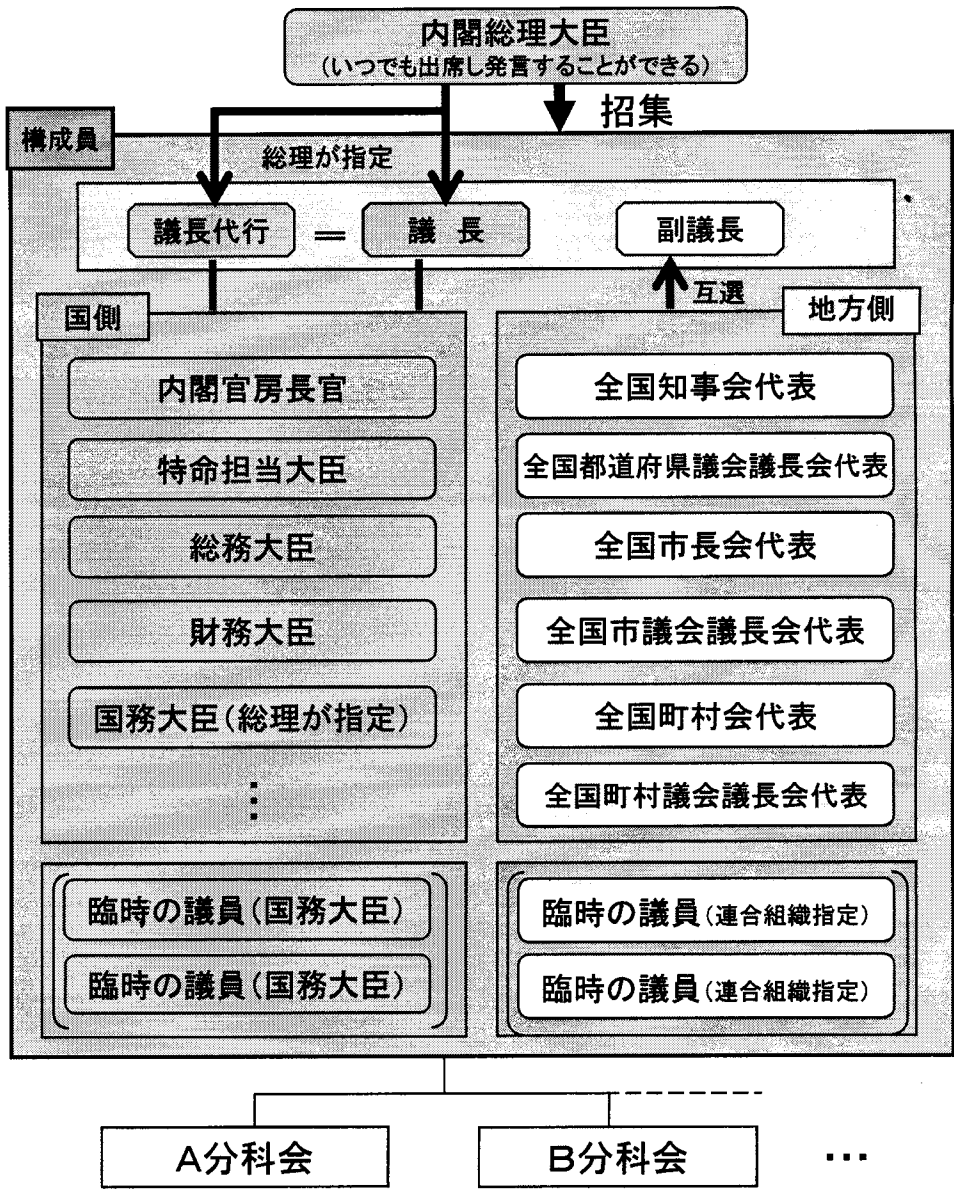
  - ・ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
  - ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
  - ・ 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの
  
- ③ **招集等**
  - ・ 内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可）
  - ・ 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可
  
- ④ **分科会**

分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能
  
- ⑤ **国会への報告**

議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出
  
- ⑥ **協議結果の尊重**

協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

## イメージ



※分科会については、協議の場に諮って定める